

分野	都市整備	施策	住宅	
分野計画名称	住宅マスタープラン		行政経営戦略 参照ページ	P55
施策の展開（大項目）	1 住宅の質の向上			
中項目	1 良質な住宅の誘導		分野計画参照ページ	P41
関連する主な事業	令和5年度 の取組実績		分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅認定制度、住宅表示性能制度などのチラシを窓口へ配架するとともに、市のホームページに大阪府のホームページで同制度について掲載しているページのリンクを掲載した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、同制度の普及に向け、ホームページ等を活用し啓発を図っていく。 	
中項目	2 良好な住宅・住環境の形成		分野計画参照ページ	P42
関連する主な事業	令和5年度 の取組実績		分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・市開発協議基準による開発協議29件、都市計画法開発許可9件に対し協議・指導した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、開発協議基準に基づく開発協議及び都市計画法に基づく開発許可の協議・指導を適切に進める。 	
中項目	3 低炭素化の推進		分野計画参照ページ	P43
関連する主な事業	令和5年度 の取組実績		分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化の誘導について、大阪府と連携して窓口にチラシ配架及び市ホームページで大阪府ホームページのリンクを掲載した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府と連携して引き続き、ホームページ等を活用し啓発を図っていく。 	
温暖化対策事業 環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来を守る！エネルギー日記」を紙媒体とホームページからダウンロード可能な電子媒体で実施するとともに、市主催イベントでの周知活動を行い、374世帯（前年度比-34世帯）が取り組んだ。 ・新たな取組としてエコポイント制度の加点に「参加者勧誘」の項目を追加し、新規参加者の勧誘を図った。また、冬場の省エネ意識高揚を目的に取組期間を1か月延長し、6月から12月までとした。 ・グリーンカーテンコンテストを実施し、個人31点、団体・事業者11点の計42点（前年度比+3点）の応募があった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・エコポイント制度の加点対象に「参加者勧誘」を加えることで、新規参加者が増加した部分もあったが全体的には昨年度に比べ減少した。その要因として取組期間を1か月延長したこと等が挙げられるが、今後もより幅広い世帯に取り組んでもらえるよう、取組内容の見直し、HPや広報誌、市主催イベント等での周知を検討する。 ・グリーンカーテンコンテストについては、引き続き、広報紙やホームページ等を通じ周知していく。 	

分野	都市整備	施策	住宅		
分野計画名称	住宅マスタープラン			行政経営戦略 参照ページ	P55

施策の展開（大項目）	2 安全・安心の確保					
KPI (指標)	民間住宅の耐震診断件数（累計）					
	推移の方向性	基準値	令和3年度 結果	令和4年度 結果	令和5年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加	16件	36件	50件	59件	90件
KPI (指標)	空家等への指導、助言回数（累計）					
	推移の方向性	基準値	令和3年度 結果	令和4年度 結果	令和5年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加抑制	10回	54回	75回	84回	50回

中項目	1 震災・空家対策			分野計画参照ページ	P45
関連する主な事業	令和5年度 の取組実績			分析・考察	
震災対策推進事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断9件、耐震改修2件、除却2件、ブロック塀撤去4件の補助を実施した。 固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。 市役所で啓発パネル展を実施した。 NPO法人主催の住宅耐震化の個別相談会を市役所で実施した。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪北部地震以降、所有者からの相談、補助申請ともに多く耐震意識の変化がみられていたが、年数が経過し低調である。 R6能登半島地震の発災を踏まえ、記憶が薄れる前に、住宅耐震化の必要性の啓発を、大阪府等と連携した実施が必要である。 	
特定空家対策事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> 空家に対する管理促進助言等を19件に実施し、9件が改善された。 特定空家等3棟に命令措置を実施し、所有者に改善の指導を繰り返すことで特定空家の除却に至った。 広報紙で空き家の適正管理・利活用等の相談機会について情報発信するとともに、固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪北部地震以降、空き家の通報・相談が多くなっている。 所有者連絡により改善につながる事例が多くみられるが、解決に相当の時間を要することもあり、引き続き改善を促す文書送付を実施する必要がある。 所有者不明問題では相続登記義務化の法改正が実施されたことから、動向を注視していく必要がある。 	
開発指導・確認経由事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民通報の空家法の対象とならない一部空き家の長屋3棟の家屋所有者に対して是正指導をし、2件が改善された。 			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、空き家所有者の適正管理意識の維持・向上、不動産事業者の相談機会について周知啓発していく必要がある。 空家法では全戸空き家の長屋が対象であり、一部空き家の長屋は対象外のため、引き続き、法改正について大阪府を通じ国へ要望する。 	

中項目	2 個別事情に応じた住宅確保の支援		分野計画参照ページ	P46
関連する主な事業	令和5年度の取組実績	分析・考察		
多世代同居・近居支援事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・補助実績は、住宅取得38件、転居20件、住宅リフォーム補助4件の補助を実施した。 ・制度周知をホームページに継続して掲載した。 ・転入者向けチラシを市民課で配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助実績は予算の増額補正及びR6当初予算の増額を実施したことから、予算の適正額の精査が必要。 ・ホームページ及び市民課配布のチラシでの周知が有効であり、引き続き制度周知を実施する。 		
一般事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の住宅の確保と支援では、主に民間賃貸住宅の活用にあたり、ホームページで大阪府のOsakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）の支援制度情報等を発信した。 ・高齢者など住宅セーフティネットでは、大阪府、市の福祉部門等関係課及び居住支援事業者等が会員となる居住支援協議会で情報を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会を通じ、大阪府、市の福祉部門等関係課と情報を共有し、課題を整理していく必要がある。 		
高齢者日常生活支援事業 高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯を対象に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成した。 ■支給件数：延べ237件（前年度比-25件） ■助成額：28,310,200円（前年度比-414,000円） ・広報せつ8月号で家賃助成制度について周知し、8月に新規申請9件のうち、8件支給決定した。 ・居住支援協議会に構成員として参画し、事例検討会を実施し、対応事例の共有を行った。 ・周知活動として、居住支援協議会のパンフレットを公民館や75歳到達者訪問等で配布した。 ・居住支援協議会の後方支援として、協議会開催のため関係機関との連絡調整を行った。また、大阪府が管理する府営住宅を、居住支援協議会がシェアホームとして借り上げるための手続きの際に、行政として申請の後押しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、民間賃貸家賃助成制度について、高齢者のための福祉サービスの冊子、高齢者のための住まいのパンフレット、広報紙への掲載のほか、ライフサポーターを通じた案内による周知を行う。 ・居住支援協議会の取組等に対する民間賃貸事業者や家主への理解を広げ、住宅確保要配慮者への効果的な支援につなげるため、建築部門との連携を強化する必要がある。 		
市営住宅管理事業 資産活用課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の被災者で市営住宅の一時使用ができるのは市内に居住している者に限られていたので、大規模災害での被災者受入を想定して、市外に居住している被災者も一時使用できるように、摂津市営住宅一時使用実施要綱を改正した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた市営住宅ストックの有効活用により、個別事情に応じた住宅確保の支援を進めていく。 		